

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により執行した監査（行政監査）について、その結果を次のとおり公表します。

平成29年3月31日

奈良県監査委員	江	南	政	治
同	清	水	勉	
同	川	口	延	良

平成28監査年度

行政監査結果報告書

平成29年3月

奈良県監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査対象	1
4	監査の実施時期	6
5	監査の実施方法	6
6	監査の着眼点	6
第2	監査の結果	7
1	実施要綱等の整備状況	7
2	実施計画の策定状況及び実施状況	7
3	実施体制の状況	8
4	職員研修等の状況	9
5	関係機関との連携	10
6	検査等の実施	10
7	検査等の結果	11
8	不適正事案等への対応	13
9	検査結果の総括・分析	13
第3	監査の意見	13
1	未実施又は実施頻度が少ない検査について	13
2	検査等の実施計画の策定と実施について	14
3	書面のみによる定期検査について	14
4	実施体制等について	14
5	職員の研修等について	14
6	実施要綱等の整備について	15
7	検査等の実施結果の活用について	15
	(後掲)	
	各検査等の状況(個別表)	16

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

法令等に基づき県が行う団体等に対する検査等について

2 監査の目的

県では、法令等に基づき、教育、福祉、医療、環境、食品衛生等多岐にわたる分野において、団体、施設、事業者等（以下「団体等」という。）に対し、各種の検査、監査等（以下「検査等」という。）を実施している。

これらの検査等を県が適切に実施することは、団体等の業務の適正化及び健全な運営の確保につながり、県民生活の安全及び安心に資するものである。

このため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査として、県が実施している団体等に対する検査等の実施状況を、今後の検査等の改善に資するため、適正性、効率性及び有効性等の観点から監査することとした。

3 監査対象

全部局に対し事前調査として、平成27年度における検査等の状況について、目的及び内容、対象団体、検査等の体制、検査等の実績等を調査した。その結果、193件の検査等が確認された。

監査の対象は、事前調査で確認した検査等の中から次の事項を勘案して抽出し、次の表の検査等とした。

- ・ 県が設立認可等を行った団体等に対し設立後に実施するもの
- ・ 県民生活にかかわりの深いもの
- ・ 全国的に発生した不祥事に関係するもの

【監査対象の検査等】 34件（22所属）

番号	検査等の名称	根拠法令等	担当所属
1	奈良県公益法人等立 入検査	公益社団法人及び公益財 団法人の認定等に関する 法律第59条第2項にお	総務部総務課

		いて読み替えて適用する 同法第27条第1項	
2	高圧ガス保安法に基づく保安検査	高圧ガス保安法第35条 第1項	地域振興部エネルギー政策課
3	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条第3項、 第4項	地域振興部エネルギー政策課
4	学校法人調査	私立学校法第6条、私立 学校振興助成法第12条	地域振興部教育振興課
5	旅行業の立入検査	旅行業法第26条	地域振興部観光局ならの観光力向上課
6	社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査	社会福祉法第56条（社会福祉法人）、老人福祉法第18条（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム）、社会福祉法第70条（軽費老人ホーム、障害者支援施設）、児童福祉法第46条（児童福祉施設）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条（幼保連携認定こども園）、生活保護法第44条（救護施設）	健康福祉部監査指導室
7	介護保険施設等及び障害福祉サービス事業者等の実地指導及	介護保険法第24条（介護保険施設等の実地指導）、介護保険法第76	健康福祉部監査指導室

	び監査	<p>条から第 77 条まで、第 83 条から第 84 条まで、第 90 条、第 91 条の 2、第 92 条、第 100 条、第 103 条、第 104 条、第 115 条の 7 から第 115 条の 9 まで、旧介護保険法第 112 条、第 113 条の 2、第 114 条（介護保険施設等の監査）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 11 条第 2 項、児童福祉法第 57 条の 3 の 3（障害福祉サービス事業者等の実地指導）、障害者総合支援法第 48 条から第 50 条まで、第 51 条の 27 から第 51 条の 29 まで、児童福祉法第 21 条の 5 の 21 から第 21 条の 5 の 23 まで（障害福祉サービス事業者等の監査）</p>	
8	介護及び障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査	<p>介護保険法第 115 条の 33、第 115 条の 34、障害者総合支援法第 51 条の 3、第 51 条の 4、</p>	健康福祉部監査指導室

		第51条の32、第51条の33、児童福祉法第21条の5の26、第21条の5の27、第24条の39、第24条の40	
9	有料老人ホームに対する調査	老人福祉法第29条第9項	健康福祉部長寿社会課
10	児童厚生施設指導監査	児童福祉法施行令第38条	健康福祉部こども・女性局子育て支援課
11	認可外保育施設立入調査	児童福祉法第59条	健康福祉部こども・女性局子育て支援課
12	医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査	医療法第25条第1項	医療政策部地域医療連携課
13	社会医療法人の認定要件の確認	社会医療法人の認定について（H20.3.31 医政発第0331008号 厚生労働省医政局長通知）第3の4（5）	医療政策部地域医療連携課
14	柔道整復師法第21条に基づく立入検査	柔道整復師法第21条第1項	医療政策部地域医療連携課
15	医薬品医療機器等一斉監視指導	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条、毒物及び劇物取締法第17条	医療政策部薬務課
16	旅館業法に基づく立入検査	旅館業法第7条第1項	くらし創造部消費・生活安全課
17	消費生活協同組合に	消費生活協同組合法第9	くらし創造部消費・

	対する指導検査	4条第2項	生活安全課
18	食品の製造・加工・販売施設に対する検査及び収去	食品衛生法第28条	くらし創造部消費・生活安全課
19	と畜場衛生監視	と畜場法第17条	くらし創造部消費・生活安全課
20	水質汚濁防止法に係る立入調査	水質汚濁防止法第22条第1項	くらし創造部景観・環境局環境政策課
21	一般廃棄物処理施設に係る立入検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項	くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課
22	産業廃棄物処理業者等に係る立入検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項	くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課
23	計量法に基づく立入検査	計量法第148条	産業・雇用振興部産業振興総合センター
24	職業能力開発促進法に基づく業務及び会計実地検査	職業能力開発促進法第74条第1項、第90条	産業・雇用振興部雇用政策課
25	卸売業者に対する検査	奈良県中央卸売市場条例第81条第1項	農林部中央卸売市場
26	水産業協同組合常例検査	水産業協同組合法第123条第4項	農林部農業水産振興課
27	農薬販売店立入検査	農薬取締法第13条第1項	農林部農業水産振興課
28	農業協同組合検査	農業協同組合法第94条第3項、第4項	農林部農業経済課
29	農業共済組合検査	農業災害補償法第142条の2、142条の3	農林部農業経済課
30	森林組合常例検査	森林組合法第111条第	農林部林業振興課

		4項	
3 1	建設業法第31条に基づく立入検査	建設業法第31条	県土マネジメント部 建設業・契約管理課
3 2	建築士事務所立入指導	建築士法第26条の2	県土マネジメント部 まちづくり推進局建築課
3 3	徴収収納委託先検査	地方自治法施行令第158条第4項、第158条の2第3項	会計局会計課
3 4	警備業者に対する立入検査	警備業法第47条	警察本部生活安全部 生活安全企画課

4 監査の実施時期

平成28年5月から平成29年3月までの期間に実施した。

5 監査の実施方法

監査対象の所属から監査調書による報告を受け、必要に応じ、関係資料の提出を求め、聞き取り調査を行った。

6 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、次の項目を主な着眼点とした。

- (1) 実施要綱、検査基準、マニュアル等が整備されているか。
- (2) 検査等の実施計画の策定状況及び実施状況は適切か。
- (3) 検査等の実施体制（組織、人員、研修）の状況は適切か。
- (4) 関係機関との連携は十分なされているか。
- (5) 検査等の実施内容は適正で効果的か。
- (6) 検査等結果の取扱い（公表、勧告、改善確認等）は適切か。
- (7) 不適正事案等に対する対応は適切か。

第2 監査の結果

監査の結果の概要は、次のとおりである。なお、各検査等の状況は、後掲の個別表のとおりである。

1 実施要綱等の整備状況

実施要綱等の整備状況は、[表1]のとおりである。

22事務で、実施体制、実施計画、検査項目、適否の判断基準、実施手順等を定めた実施要綱等が整備されていた。整備された実施要綱等は、国の要綱等に準じて作成したもの、県独自で作成したものなどとなっていた。

国等が定めた実施要綱等を適用するものもあるが、12事務については実施要綱等を整備していなかった。

[表1]実施要綱等の整備状況

	している	していない
実施要綱等の整備	22	12

2 実施計画の策定状況及び実施状況

(1) 実施計画の策定状況

実施計画の策定状況は、[表2]のとおりである。

25事務で、毎年度、個別の実施箇所、実施箇所数、実施期間、重点項目、実施頻度等を定めた実施計画が策定されていた。

実施計画を策定していなかった9事務については、検査等の目的及び内容から、あらかじめ実施箇所や実施箇所数等の計画を定めて行う検査ではなく、法令等に違反する疑いがある場合など必要に応じて検査等を行うものなどであった。

[表2]実施計画の策定状況

	している	していない
実施計画の策定	25	9

(2) 実施計画の実施状況

実施箇所数の設定及び達成の状況は、[表3]のとおりである。

25事務で検査等の実施箇所数を実施計画に設定しており、そのうち、17事務で実施箇所数の達成ができていた。

検査等の実施箇所数を実施計画に設定していない9事務については、法令等に違反する疑いがある場合に必要に応じて実施するものであった。

実施箇所数の達成ができていなかった8事務については、検査を行う職員数の不足、業務の多忙等を理由とするものであった。

[表3]実施箇所数の設定及び達成の状況

	している	していない
実施箇所数を設定	25	9
実施箇所数を達成	17	
実施箇所数を未達成	8	

3 実施体制の状況

(1) 実施機関

検査等を行う機関は、本庁のみ、本庁と出先機関、出先機関のみで行うものと検査等の内容により異なっていた。

(2) 検査等従事人数等

検査等に従事する人数の状況は、[表4]のとおりである。

職員2名以上で実施したものが32事務、職員1名で実施していたものが1事務であった。

職員1名で実施していたものは、専門家（獣医師）によるものであった。

また、検査等の内容によって、3～6名体制で6～7日をかけて検査等をしていたものから、1名で1～3日で検査等をしていたものまで体制は様々であった。

[表4]検査等従事人数の状況

	2人以上	1人	定めていない
検査等従事人数	32	1	1

(3) 立入検査証

立入検査証の交付状況は、[表5]のとおりである。

27事務で、立入検査証の交付に係る規定があり、立入検査証を作成のうえ、担当者に交付していた。

高圧ガス保安法に基づく保安検査、学校法人調査など7事務については、立入検査証の交付に係る規定がなかった。

[表5]立入検査証の交付状況

	している	していない
立入検査証の交付	27	7

4 職員研修等の状況

職員研修等の実施状況は、[表6]のとおりである。

32事務で、研修等を実施していた。そのうち、11事務で、本庁担当課等による内部研修が実施されていた。18事務で、国や関係機関が実施する外部研修への参加をしていた。また、これら以外に、事例の検討会を行っているものや現場での検査等を通じて研修を行っているものもあった。

一方で、研修等を行っていない2事務については、専門職が同行し検査をするものなどであった。

[表6]職員研修等の実施状況

	している	していない
職員研修等の実施	32	2
内部研修	11	
外部研修	18	
その他の取組	23	

※重複回答あり

5 関係機関との連携

関係機関との連携としては、国又は市町村との合同検査、国又は市町村との情報共有、県庁内関係課等との情報共有などの取組がなされていた。

6 検査等の実施

(1) 検査重点項目の設定

検査重点項目の設定状況は、[表7]のとおりである。

限られた時間内で、効率的な検査等を行うため、13事務で検査重点項目を設定していた。

設定に当たっては、国の通知等を参考にしていた。

[表7]検査重点項目の設定状況

	している	していない
検査重点項目の設定	13	21

(2) 無通告検査の実施

無通告検査の状況は、[表8]のとおりである。

緊急を要する場合など検査の性格上事前の通告を行うことが適切でないときは、検査を無通告で実施していた。

13事務で、無通告検査を実施していた。

[表8]無通告検査の状況

	している	していない
無通告検査の実施	13	21

(3) 検査等の効率化等

検査等を効率化するためにしている取組として次のようなものがあった。

- ・ 検査項目ごとに適否を判断できるチェックリストの作成
- ・ 検査担当者間で検査前の打合せ
- ・ 団体等に対する自己点検シートの提出要求

- ・効率的な実地検査ルートの設定

(4) 団体等の内部牽制機能に関する検査

団体等の内部牽制機能に関する検査の状況は、[表9]のとおりである。

12事務で、対象団体等における組織内での監査の実施状況やチェック体制などの内部牽制機能に関する検査がなされていた。検査で、対象団体等内部の監査報告書、理事会の運営状況、現金の管理体制、規約等の整備状況などを確認していた。

[表9] 団体等の内部牽制機能に関する検査

	している	していない
内部牽制機能の検査	12	22

7 検査等の結果

(1) 結果の報告・復命

検査結果の報告・復命の状況は、[表10]のとおりである。

32事務で、検査結果について書面での復命・報告が行われていた。復命書等には、検査内容を明記した調書やチェックシートなどが添付されていた。

復命・報告をしていない2事務については、検査等の実績がないものであった。

[表10] 結果の報告・復命の状況

	している	していない
検査結果の報告・復命	32	2

(2) 指導基準等の設定

指導基準等の設定の状況は、[表11]のとおりである。

30事務で、検査等の実施の結果を受けて行う指導の基準として、指導基準等の設定があった。

指導基準等がない4事務については、検査等の性格上基準を一律に定めることができないなどの理由であった。

[表 1 1] 指導基準等の設定の状況

	有	無
指導基準等の設定	30	4

(3) 検査結果の通知、是正状況の報告徴収等の状況

検査結果の通知、是正状況の報告徴収等の状況は、[表 1 2]のとおりである。

32 事務で、検査結果の通知が文書、口頭等で行われていた。

検査結果の通知をしていない2 事務については、検査等の実績がないためであった。

28 事務で、是正状況の報告徴収を行っていた。是正状況の報告徴収については、文書のみ提出を求めるものが多かったが、証拠写真の送付などの提出を求めているものもあった。

是正状況の報告徴収をしていない6 事務については、改善を要する事項がないためなどであった。

是正状況の報告を受けた全ての28 事務で、是正措置の確認を行っていた。是正措置の確認については、書面のみ又は書面若しくは口頭で確認しているものが多かったが、実地で確認するとしたものもあった。

[表 1 2] 検査結果の通知、是正状況の報告徴収等の状況

	している	していない
検査結果の通知	32	2 (検査実績がない)
是正状況の報告徴収	28	6 (改善事項がない)
是正措置の確認	28	6 (改善事項がない)

(4) 検査結果の関係団体等への情報提供

検査結果の関係団体等への情報提供の状況は、[表 1 3]のとおりである。

公益法人等立入検査など10 事務で、同様の不適正な事案が発生しないように関係団体等に周知し注意喚起を図るために、会議や研修会、ホームページへの掲載などにより情報提供がなされていた。

[表 1 3] 検査結果の関係団体等への情報提供の状況

	している	していない
検査結果の関係団体等への情報提供	10	24

8 不適正事案等への対応

県内での不適正事案等について苦情や情報提供を受けた場合に、実地検査等により事実内容を確認して改善させるとともに、県外で不適正事案等が発生した場合においても、文書や研修会等での注意喚起又は立入検査が行われていた。

9 検査結果の総括・分析

検査結果の総括・分析の状況は、[表 1 4]のとおりである。

22 事務で、指摘事項の傾向など検査結果の総括・分析が行われていた。その中には、検査等の実施状況を取りまとめて、次年度の検査等の計画、重点項目等に反映させる取組がなされているものや国に報告しているものがあつた。

[表 1 4] 検査結果の総括・分析の状況

	している	していない
検査結果の総括・分析	22	12

第3 監査の意見

1 未実施又は実施頻度が少ない検査について

法令により1年に1回以上の検査を行うことが必要とされているにもかかわらず、実施されていない検査の事務が認められた。検査の実施に向けて計画中とのことであるが、検査の必要性を十分に認識し、早急に実施されたい。(児童厚生施設指導監査)

また、法令により毎年1回を常例として検査しなければならないこととされているにもかかわらず、その頻度では実施できていない検査の事務があつた。所定の頻度で実施するよう努められたい。(水産業協同組合常例検査、森林組合常例検査)

さらに、県の要綱でおおむね6年に1回検査を実施することとしているが、実施計画に従って検査すると、この実施頻度が達成できない事務があった。事業所数、サービス内容等の実態を勘案して要綱を見直すことも含め、要綱で規定する実施頻度で検査を実施するよう努められたい。(介護及び障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査)

2 検査等の実施計画の策定と実施について

検査等を行うために実施計画を策定し、実施箇所、時期、重点事項、実施頻度等をあらかじめ定めることは、検査等を確実に行う上で有効な方法である。

多くの検査等の事務で実施計画が定められていたが、一部の検査等の事務について、計画した検査等の数を実施できなかつたものが認められた。計画どおり実施できなかつた理由について十分に検討し、実施計画を見直すことも含め、計画どおりに検査等を実施できるよう努められたい。(医薬品医療機器等一斉監視指導、旅館業法に基づく立入検査)

3 書面のみによる定期検査について

定期検査について、原則として書面のみで実施し、立入調査を行っていない事例が認められた。全国的には高齢者の虐待等の事例があり、厚生労働省からも定期的に立入調査を実施されたいとの見解が示されていることから、定期的な立入調査を実施する必要があるか検討されたい。(有料老人ホームに対する調査)

4 実施体制等について

検査等の事務に従事する職員は、事故、紛争等を避けるために2人以上であることが望ましいと思われるが、一部を除き、2人以上で実施されていた。検査等の内容により、検査に携わる職員の人数、日数等は様々であった。

今後とも、実施体制や実施の方法については、時宜に応じた適切な見直しに取り組まれるとともに、検査等の目的を達成するために必要な人員と時間を確保できるよう努められたい。(全般)

5 職員の研修等について

検査等を適切に行うためには、検査等に従事する職員が必要な知識及び技能を身につけていなければ実効ある指導監督を行うことができない。このため、検査等に従事する職員の資質向上を図るための研修は欠かせない。

多くの事務では、職員研修に関して、本庁担当課等による内部研修の実施、国や関係機関が実施する外部研修への参加、必要に応じて課内での打合せ、情報共有など職員の資質向上の取組がなされていた。

今後も引き続き、担当職員が業務知識を十分修得し、検査等の質を向上できるよう、研修機会の確保、研修内容の充実に積極的に取り組まれるとともに、業務知識や経験が豊富な職員から検査等の知識及び技能が継承されるよう努められたい。(全般)

6 実施要綱等の整備について

検査等において、実施要綱等は、検査等の目的、対象団体等の範囲、実施内容等を明確化し、検査等の事務を遂行する上で重要な役割を果たすものである。多くの検査等については実施要綱等が定められているが、国等が定めた実施要綱等をそのまま適用できる場合を除き、実施要綱等を定めていない検査等の事務については、策定する必要があるか検討をされたい。また、既に実施要綱等を整備している検査等の事務については、社会情勢の変化等により改正が必要になっていないか適宜見直しを検討されたい。(全般)

7 検査等の実施結果の活用について

検査結果については、関係団体等を対象とした会議等で周知し、注意を喚起する取組を行っている事例があった。

このように、検査等により不適正な事案が発見された場合は、同様の事例が発生しないように関係団体等に周知し注意喚起するなど、検査等の実施結果を活用することが重要である。

今後、このような取組が実施されていない検査等については、新たに実施できないか検討されたい。(全般)

【各検査等の状況（個別表）】

整理番号：1

検査・監査名		奈良県公益法人等立入検査
検査等の概要	根拠法令等	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて適用する同法第27条第1項
	目的及び内容	公益法人の事業の適正な運営を確保するため、公益法人の運営組織及び事業活動の状況又は帳簿、書類その他の物件の検査を実施する。
	対象及び対象数	奈良県所管公益社団法人及び公益財団法人100法人
	実施数	35法人
	法令・要綱等に基づく実施頻度	3年に1回
	所管部課	総務部総務課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 総務課公益法人係 4名 2 実施内容 1法人当たり、総務課職員2～3名が6時間で実施している。 3 実施職員に対する研修等 外部研修として、内閣府主催の研修に参加している。 能力開発研修を利用、OJT(新任職員にベテラン職員がついて検査)を行っている。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成している。 2 実施計画の作成 毎年度、個別の実施箇所、実施箇所数、実施期間、対象団体等への検査の実施頻度を決めた計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：35法人 実施数：35法人 4 実施頻度 3年に1回
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有

		<p>2 手法 実地</p> <p>3 関係機関との連携 法人に対し出資、許認可等を行っている県関係課と連携し、関係課が許認可等に係る指導、命令等を行った場合は、総務課へ情報提供を行う。立入検査の実施に際し、関係課へ事前通知を行う。</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 監事が監査したうえで理事会に監査報告を行い、監査報告義務を果たしているか、監査報告書や議事録、聞き取りで確認を行う。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。</p>
結	果	<p>1 報告・復命 課長へ復命 実施報告書で奈良県公益認定等審議会へ報告</p> <p>2 実施結果通知方法 検査等実施1～2か月後に文書で通知する。</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 結果通知等から2か月後に文書で報告させる。 改善状況については、実地、書面、口頭で確認している。</p> <p>4 指導事項等の状況 207件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 次年度4月に、よくある指摘事項を総括・分析している。</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っている。</p>
	不適正事案への対応	事案なし

個別意見	特になし
------	------

検査・監査名		高圧ガス保安法に基づく保安検査
検査等の概要	根拠法令等	高圧ガス保安法第35条第1項
	目的及び内容	高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設の維持を行い、公共の安全確保を図るため、高圧ガスの災害等が発生するおそれがある製造のための施設（以下「特定施設」という。）の維持状態を確認する。
	対象及び対象数	高圧ガス第一種製造者（特定施設を有する団体）101事業所
	実施数	31事業所
	法令・要綱等に基づく実施頻度	1～3年に1回
	所管部課	地域振興部エネルギー政策課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 エネルギー政策課エネルギー保安係 4名 2 実施内容 1事業所当たり、エネルギー政策課職員2名が1～2時間30分で実施している。 3 実施職員に対する研修等 外部研修として、高圧ガス保安協会主催のセミナー等に参加している。 現場で検査時に直接指導している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成していない。（法令に準拠） 2 実施計画の作成 毎年度、個別の実施箇所、実施箇所数、実施期間、対象団体等への検査の実施頻度を決めた計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：32事業所 実施数：31事業所 4 実施頻度 1～3年に1回
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 無（法令に準拠しているため） 2 手法

		<p>実地、書面 設備の技術基準を満たしているかの判断が実地だけでは不可能な場合は書面を利用</p> <p>3 関係機関との連携 行っていない。</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。</p>
結	果	<p>1 報告・復命 課長へ復命</p> <p>2 実施結果通知方法 検査当日に口頭で伝える。</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 部品等の交換を必要とするときは検査当日に納入期限を聞き取り、改善後遅滞なく報告を求める。届出、許可の義務が生じるものについては申請をもって改善報告とする。 改善状況については、書面で確認している。許可申請が生じる事項については実地での完成検査を実施</p> <p>4 指導事項等の状況 0件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 行っていない。</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っていない。</p>
不適正事案への 対応		事案なし

個別意見	特になし
------	------

整理番号：3

検査・監査名		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査
検査等の概要	根拠法令等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第83条第3項、第4項
	目的及び内容	液化石油ガスによる災害を防止し、液化石油ガス法の執行の適正化を図るため、販売事業者の契約、設備管理状況等、保安機関の保安業務実施状況等を確認・指導する。
	対象及び対象数	液化石油ガス販売事業者323者、保安機関306者
	実施数	販売事業者79者（80事業所）、保安機関74者（75事業所）
	法令・要綱等に基づく実施頻度	4年に1回以上
	所管部課	地域振興部エネルギー政策課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 エネルギー政策課エネルギー保安係 4名 2 実施内容 1者当たり、エネルギー政策課職員2名が0.5～2.5時間で実施している。 3 実施職員に対する研修等 外部研修として、高圧ガス保安協会や（一社）近畿液化ガス保安協議会主催の勉強会等に参加している。 現場で検査時に直接指導している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成している。 2 実施計画の作成 毎年度、個別の実施箇所、実施箇所数、重点事項、対象団体等への検査の実施頻度を決めた計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：－ 実施数：販売事業者 79者（80事業所） 保安機関 74者（75事業所） 4 実施頻度 4年に1回以上 2～3年に1回以上（文書指導を行った事業者）

基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有 2 手法 実地 3 関係機関との連携 行っていない。 4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。 5 検査方法の見直し 行っている。
結 果	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告・復命 課長へ復命 2 実施結果通知方法 検査等実施1か月以内に文書で通知する。検査当日、軽微な指導は口頭で伝える。 3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善が終了するまで毎月5日までに前月分を文書、写真で報告させる。 改善状況については、実地、書面で確認している。 4 指導事項等の状況 73件 5 検査状況の総括・分析等 年度末に、平成25～27年度で県内全事業所（消費者数30戸未満の少数販売店除く。）を検査し、指摘事項等について統計を算出している。また、事業者ごとに15点満点のランク付けを行う。 6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っていない。
不適正事案への対応	事案なし

個別意見	特になし
------	------

整理番号：4

検査・監査名		学校法人調査
検査等の概要	根拠法令等	私立学校法第6条、私立学校振興助成法第12条
	目的及び内容	学校法人及び私立学校が、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等に基づき、適切に運営されているかを確認し、必要に応じて指導等を行うことにより私立学校の適正かつ安定運営をはかるため、学校法人の運営、学校経営、補助金の使用状況等について指導監督等を行う。
	対象及び対象数	奈良県知事が所轄する学校100校（園）、学校法人49法人
	実施数	49法人
	法令・要綱等に基づく実施頻度	1年に1回
	所管部課	地域振興部教育振興課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 教育振興課私学係、教育企画係（教員のみ） 7名 2 実施内容 1法人当たり、教育振興課職員2～4名が2～3時間で実施している。 3 実施職員に対する研修等 検査マニュアルを活用し、課内で打合せを行い、当該年度の検査項目等の確認を行っている。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成している。 2 実施計画の作成 毎年度、個別の実施箇所、実施箇所数、実施期間、重点事項を決めた計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：49法人 実施数：49法人 4 実施頻度 1年に1回
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有

		<p>2 手法 実地、書面 対象団体が多いため、小中高設置法人及び幼稚園設置法人については、隔年で実地検査を行っている。</p> <p>3 関係機関との連携 行っていない。</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 監査報告書の確認、事務執行体制、マニュアル等の確認</p> <p>5 検査方法の見直し 行っている。</p>
結	果	<p>1 報告・復命 課長へ復命</p> <p>2 実施結果通知方法 検査等実施約3週間後に文書で通知、口頭で伝える。</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 結果通知等から約1か月後に文書、口頭で報告させる。 改善状況については、書面、口頭で確認している。</p> <p>4 指導事項等の状況 16件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 9月下旬に、指摘事項が多かった事項を総括・分析している。</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っている。</p>
	不適正事案への対応	他県で発生した広域通信制高校の就学支援金不正受給事件に対し、文部科学省による調査の実施及びガイドライン策定の通知

個別意見	特になし
------	------

検査・監査名		旅行業の立入検査
検査等の概要	根拠法令等	旅行業法第26条
	目的及び内容	旅行業等を営む者の業務の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正な維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、必要な限度において、旅行業者等の営業所又は事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査する。
	対象及び対象数	奈良県知事登録旅行業者70団体
	実施数	6団体
	法令・要綱等に基づく実施頻度	定期（1年に1回（通常検査）） その他必要に応じて実施
	所管部課	地域振興部観光局ならの観光力向上課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 ならの観光力向上課 4名 2 実施内容 1団体当たり、ならの観光力向上課職員2名が半日程度で実施している。 3 実施職員に対する研修等 指導事項の多い項目や検査の要点について事前に確認
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成している。 2 実施計画の作成 毎年度、実施箇所数、実施期間、重点事項を決めた計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：6団体 実施数：6団体 4 実施頻度 定期（1年に1回）
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有 2 手法 実地

		<p>3 関係機関との連携 近畿運輸局観光部観光企画課と連携し、バス旅行を催行している旅行者に対し重点検査を実施</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 安全確保状況自己点検を実施させ、その報告書の提出を受け、立入検査の際に自己点検実施状況の確認及び書面の保管について確認</p> <p>5 検査方法の見直し 行っている。</p>
結	果	<p>1 報告・復命 課長へ復命 重点検査については、観光庁観光産業課へ報告</p> <p>2 実施結果通知方法 検査等実施後速やかに原則として文書で通知、口頭で伝える。</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 検査実施後改善措置を15日以内に文書で報告させる。 改善状況については、書面で確認している。</p> <p>4 指導事項等の状況 4件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 毎年度課内で検査状況の分析と総括を行うことで、新規・更新などの登録申請の際の指導に活用する。</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っていない。</p>
	不適正事案への対応	軽井沢貸切バス事故を受け、貸切バスを用いた募集型企画旅行を実施している旅行者に対し重点検査を実施

個別意見	特になし
------	------

検査・監査名		社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査
検査等の概要	根拠法令等	社会福祉法第56条（社会福祉法人） 老人福祉法第18条（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム）、 社会福祉法第70条（軽費老人ホーム、障害者支援施設）、児童福祉法第46条（児童福祉施設）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条（幼保連携認定こども園）、生活保護法第44条（救護施設）
	目的及び内容	福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とするため、社会福祉法人の運営、事業経営について指導監督等を行う。施設を運営していく上で、人員や設備が十分かどうか等の観点から業務運営を確認する。
	対象及び対象数	対象社会福祉法人94法人、対象社会福祉施設222施設
	実施数	社会福祉法人59法人、社会福祉施設188施設
	法令・要綱等に基づく実施頻度	法人への指導監査・・・年1回（全般的に適正な運営が行われている法人については2年に1回）の現地監査 施設への指導監査・・・現地監査、書面監査を1年ごとに実施（児童福祉施設は毎年度現地監査）
	所管部課	健康福祉部監査指導室
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 監査指導室、兼務職員（障害福祉課、長寿社会課、こども家庭課、子育て支援課、保健予防課、地域福祉課） 19名 2 実施内容 1 施設等当たり、監査指導室職員等3～6名が1～3日で実施している。 3 実施職員に対する研修等 内部研修として、監査指導室主催で研修会等をしている。 外部研修として、国立保健医療科学院主催の研修に参加している。
	計画	1 実施要綱等の策定作成している。 2 実施計画の作成

	<p>毎年度、個別の実施箇所、実施箇所数、実施期間、重点事項、対象団体等への検査の実施頻度、実施方針を決めた計画を作成している。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：59法人 188施設 実施数：59法人 188施設</p> <p>4 実施頻度 法人への指導監査・・・年1回（全般的に適正な運営が行われている法人については2年に1回）の实地監査 施設への指導監査・・・实地監査、書面監査を1年ごとに実施（児童福祉施設は毎年度实地監査）</p>
<p>基準及び手法</p>	<p>1 指導基準等の設定 有</p> <p>2 手法 实地、書面 適正な運営を行っている法人は2年に1回の实地監査を受けるが、その法人が運営する施設（児童福祉施設を除く。）について、適正な運営がおおむね確保されていると認められる場合は、法人の实地監査を行わない年には、当該法人が運営する施設に対する監査は、書面監査とする。</p> <p>3 関係機関との連携 健康福祉部地域福祉課、障害福祉課、長寿社会課、子育て支援課、こども家庭課、医療政策部保健予防課と連携し、監査指導室の兼務職員として、实地監査に同行し、監査の一部を担う。 奈良市を除く11市の福祉関係部門と連携し、監査の合同実施を行う。 市の福祉部門と連携し、制度及び監査方法等の情報共有を行う。 保健所と連携し、实地監査時と同日に保健所の特定給食施設等の栄養指導が実施される場合は、施設監査項目である「給食」部分と情報共有を行う。</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 法人の内部監査（監事監査）の状況（根拠資料等）、施設内の現金の取扱状況（小口現金及び入所者の預かり金に対する会計責任者の管理体制）</p> <p>5 検査方法の見直し 行っている。</p>
<p>結 果</p>	<p>1 報告・復命 室長、法人所管課長及び施設所管課長へ復命</p> <p>2 実施結果通知方法 検査等実施約1か月後に文書で通知する。</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法</p>

	<p>結果通知等から1か月以内に文書で報告させる。 改善状況については、書面で確認している。</p> <p>4 指導事項等の状況 183件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 次年度4月に、文書指摘事項について、法人運営、会計経理、労務管理、利用者の処遇の各項目別に総括を行っている。</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っている。</p>
不適正事案への対応	事案なし

個別意見	特になし
------	------

整理番号：7

検査・監査名		介護保険施設等及び障害福祉サービス事業者等の実地指導及び監査
検査等の概要	根拠法令等	介護保険法第24条（介護保険施設等の実地指導） 介護保険法第76条から第77条まで、第83条から第84条まで、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第115条の7から第115条の9まで、旧介護保険法第112条、第113条の2、第114条（介護保険施設等の監査） 障害者総合支援法第11条第2項、児童福祉法第57条の3の3（障害福祉サービス事業者等の実地指導） 障害者総合支援法第48条から第50条まで、第51条の27から第51条の29まで、児童福祉法第21条の5の21から第21条の5の23まで（障害福祉サービス事業者等の監査）
	目的及び内容	給付対象サービス等の質の確保及び給付の適正化を図るため、給付対象サービスの取扱、介護報酬または給付費等にかかる費用の請求等に関する事項について周知徹底させる。
	対象及び対象数	介護保険サービスを行う事業所（837か所）及び施設（111施設）、障害福祉サービスを行う事業所（618か所）及び施設（21施設）
	実施数	介護保険サービスを行う事業所（61か所）及び施設（30施設）、障害福祉サービスを行う事業所（53か所）及び施設（6施設）
	法令・要綱等に基づく実施頻度	規定されていない。
	所管部課	健康福祉部監査指導室
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 監査指導室 5名 2 実施内容 1事業所等当たり、監査指導室職員2～4名が2～5時間で実施している。 3 実施職員に対する研修等 内部研修として、長寿社会課主催の研修に参加している。 外部研修として、国立保健医療科学院主催の研修に参加している。 民間主催の研修も含め必要に応じて随時参加している。

計 画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成している。 2 実施計画の作成 毎年度、個別の実施箇所、実施箇所数、実施期間、重点事項、対象団体等への検査の実施頻度を決めた計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：120か所、38施設 実施数：114か所、36施設 4 実施頻度 随時（施設 3年に1回、事業所 6年に1回目安）
基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有 2 手法 実地 3 関係機関との連携 長寿社会課、障害福祉課と連携し、情報の共有を行う。市町村と連携し、実地指導の合同実施、情報の共有を行う。 4 団体等の内部牽制機能に関する検査 実地指導と同時に行う業務管理体制確認検査による。 5 検査方法の見直し 行っている。
結 果	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告・復命 介護保険施設等については、室長及び長寿社会課長へ復命 障害福祉サービス事業者等については、室長及び障害福祉課長へ復命 2 実施結果通知方法 検査実施約1か月後に文書で通知する。 3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 結果通知等から1か月以内に文書で報告させる。 改善状況については、書面で確認している。 4 指導事項等の状況 181件 5 検査状況の総括・分析等 適宜、指摘事項を分析し、多いものを「実地指導時の主な指導事項」としてまとめ指導に活かすとともに、県のホームページでも公表し各事業所に注意を呼びかけている。また、指導監査実施方針を毎年度見直し、面談方式による指導を導入するなど検査対象の拡充に努めている。 6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っている。

	不適正事案への 対応	事案なし
--	---------------	------

個別 意見	特になし
----------	------

整理番号：8

検査・監査名		介護及び障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査
検査等の概要	根拠法令等	介護保険法第115条の33、第115条の34、障害者総合支援法第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33、児童福祉法第21条の5の26、第21条の5の27、第24条の39、第24条の40
	目的及び内容	届出のあった業務管理体制の整備及び運用状況を確認し、介護及び障害福祉サービスの健全かつ適正な運営の確保を図るため、サービス事業者の規模及び法人種別等に応じた適切な業務管理体制が整備されているかを確認する。
	対象及び対象数	介護及び障害サービスを行う団体1,048団体
	実施数	36団体
	法令・要綱等に基づく実施頻度	随時（おおむね6年に1回）
	所管部課	健康福祉部監査指導室
検査等状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 監査指導室 5名 2 実施内容 1団体当たり、監査指導室職員2～4名が2～5時間で実施している。（実地指導と合わせて実施） 3 実施職員に対する研修等 外部研修として、国立保健医療科学院主催の研修に参加している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成している。 2 実施計画の作成 介護保険施設等及び障害福祉サービス事業者等の実地指導の実施計画に合わせて実施 3 計画に対する実施状況 計画数：36団体 実施数：36団体 4 実施頻度 随時（おおむね6年に1回）
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定

		<p>有</p> <p>2 手法 実地</p> <p>3 関係機関との連携 長寿社会課、障害福祉課、市町村と連携し、情報の共有を行う。</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 県が報告書に基づきヒアリングを行っている。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っている。</p>
結 果		<p>1 報告・復命 介護保険施設等については、室長及び長寿社会課長へ復命 障害福祉サービス事業者等については、室長及び障害福祉課長へ復命</p> <p>2 実施結果通知方法 検査の結果、改善を要する事項がある場合は、文書で通知する。</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 結果通知等から1か月以内に文書で報告させる。 改善状況については、書面で確認している。</p> <p>4 指導事項等の状況 0件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 年度末に実施状況のとりまとめを行っている。</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っていない。</p>
不適正事案への対応		事案なし

個別意見	<p>県の要綱でおおむね6年に1回検査を実施することとしているが、実施計画に従って検査すると、この実施頻度が達成できない。事業所数、サービス内容等の実態を勘案して要綱を見直すことも含め、要綱で規定する実施頻度で検査を実施するよう努められたい。</p>
------	---

検査・監査名		有料老人ホームに対する調査
検査等の概要	根拠法令等	老人福祉法第29条第9項
	目的及び内容	高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために入居契約書の内容、施設の情報開示の状況、災害への対応状況、入居者の身体拘束の状況、事故発生時の対応状況等について確認し、必要に応じて指導する。
	対象及び対象数	有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）65施設
	実施数	延べ70施設
	法令・要綱等に基づく実施頻度	定期検査（1年に1回） 随時検査（入居者からの苦情があった場合、重大な事故が起こった場合などで検査を行う必要があると認められる場合）
	所管部課	健康福祉部長寿社会課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 長寿社会課 3名 2 実施内容 定期検査は書面により、全体で長寿社会課職員1名が5時間で実施している。 随時検査は、長寿社会課職員2名が2～6時間で実施している。 3 実施職員に対する研修等 内部研修として、長寿社会課内で検討会を実施している。 外部研修として、国土交通省、厚生労働省主催の会議に参加している。 全国有料老人ホーム協会及び全国特定施設事業者協議会機関誌を利用して自習している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成している。 2 実施計画の作成 定期検査は、毎年度、実施期間、重点事項を決めた計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：65施設

	<p>実施数：定期検査（57施設）、随時検査（13施設）</p> <p>4 実施頻度 定期検査（1年に1回） 随時検査（入居者からの苦情があった場合、重大な事故が起こった場合などで検査を行う必要があると認められる場合）</p>
<p>基準及び手法</p>	<p>1 指導基準等の設定 有</p> <p>2 手法 書面（定期検査） 事情聴取、実地（随時検査）</p> <p>3 関係機関との連携 市町村の福祉部局と未届け有料老人ホームの発生防止、虐待の防止その他入居者の処遇に関することについて連携を行う。 消防署と消防法の遵守その他火災に関することについて連携を行う。 住まいまちづくり課、建築課、土木事務所と高齢者の居住の安定確保に関する法律の遵守、建築基準法の遵守その他建築物の安全に関することについて連携を行う。 監査指導室と介護保険法の遵守その他入居者の処遇に関することについて連携を行う。</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っている。</p>
<p>結 果</p>	<p>1 報告・復命 課長へ復命 関係がある場合は監査指導室長へ復命</p> <p>2 実施結果通知方法 速やかに口頭で伝える。 また、必要があれば、検査等実施1か月後に文書で通知する。</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 速やかに文書で報告させる。 改善状況については、書面で確認している。</p> <p>4 指導事項等の状況 定期検査：0件 随時検査：13件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 定期検査は、10月頃に契約における重要事項、身体拘束等について不適切な運用がある場合には関係部局と連携し、適宜指導する。随時検査についても、適宜、関係部局と連携し指導している。</p>

	6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っていない。
不適正事案への 対応	全国的に未届け有料老人ホームが増加しているため、奈良県では同様の事例が発生しないよう、市町村等と連携し、有料老人ホームを設置する場合には適切に届出を行うよう指導 不適切な事案（契約における重要事項の説明不備、身体拘束等）について、自主点検調書で確認し、必要に応じて指導 施設内での事故発生に対し、再発防止策を講じるよう指導 その他、不適正及び不適切な運用がある場合には、関係部局と連携し、適宜指導

個別 意見	定期検査について、原則として書面のみで実施し、立入調査を行っていない。 全国的には高齢者の虐待等の事例があり、厚生労働省からも定期的に立入調査を実施されたいとの見解が示されていることから、定期的な立入調査を実施する必要があるか検討されたい。
----------	---

検査・監査名		児童厚生施設指導監査
検査等の概要	根拠法令等	児童福祉法施行令第38条
	目的及び内容	奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に定めた児童厚生施設の設備及び運営について、その基準を遵守しているかどうかの現地検査を行うため、奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の基準に沿って、書類及び設備等の点検、従事者からの聴取を行う。
	対象及び対象数	児童福祉法第35条第3項及び第4項に規定する届出及び認可対象の児童厚生施設47か所
	実施数	0か所
	法令・要綱等に基づく実施頻度	1年に1回以上（児童福祉法施行令第38条）
	所管部課	健康福祉部こども・女性局子育て支援課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 — 2 実施内容 — 3 実施職員に対する研修等 —
	計画	1 実施要綱等の策定 作成していない。 2 実施計画の作成 作成していない。 3 計画に対する実施状況 計画数：— 実施数：— 4 実施頻度 —
	基準及び手法	1 指導基準等の設定 無 2 手法 — 3 関係機関との連携

		<p>—</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査</p> <p>—</p> <p>5 検査方法の見直し</p> <p>—</p>
結	果	<p>1 報告・復命</p> <p>—</p> <p>2 実施結果通知方法</p> <p>—</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法</p> <p>—</p> <p>4 指導事項等の状況</p> <p>—</p> <p>5 検査状況の総括・分析等</p> <p>—</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供</p> <p>—</p>
不適正事案への 対応		事案なし

個別意見	<p>法令により1年に1回以上の検査を行うことが必要とされているにもかかわらず、実施されていない。検査の実施に向けて計画中とのことであるが、検査の必要性を十分に認識し、早急の実施されたい。</p>
------	--

検査・監査名		認可外保育施設立入調査
検査等の概要	根拠法令等	児童福祉法第59条
	目的及び内容	児童の福祉のため、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認するため、保育に従事する者の数及び資格、保育室等の構造設備及び面積、非常災害に対する措置、保育室が2階以上の場合の条件、保育内容、給食、健康管理・安全確保、利用者への情報提供、備える帳簿を確認する。
	対象及び対象数	法に基づく届出対象施設14施設、それ以外の施設（事業所内保育施設）38施設
	実施数	届出対象施設 16施設、それ以外の施設 9施設
	法令・要綱等に基づく実施頻度	届出対象施設は1年に1回、それ以外の施設は随時
	所管部課	健康福祉部こども・女性局子育て支援課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 子育て支援課 2名 2 実施内容 1施設当たり、子育て支援課職員2名が4時間で実施している。 3 実施職員に対する研修等 係内で内容等の情報共有を行っている。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成している。 2 実施計画の作成 毎年度、個別の実施箇所、実施箇所数、実施期間を決めた計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：届出対象施設 18施設、それ以外 9施設 実施数：届出対象施設 16施設、それ以外 9施設 4 実施頻度 届出対象施設は1年に1回 それ以外の施設はおおむね3年に1回
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有

		<ul style="list-style-type: none"> 2 手法 実地 3 関係機関との連携 市町村担当課と連携し、立入検査に同行、結果及び情報の共有を行う。 4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。 5 検査方法の見直し 行っている。
結	果	<ul style="list-style-type: none"> 1 報告・復命 局長へ復命 2 実施結果通知方法 検査等実施1か月以内に文書で通知する。 3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 結果通知等から1か月以内に文書で報告させる。 監査状況については、次回の検査で確認している。 4 指導事項等の状況 32件 5 検査状況の総括・分析等 次年度6月までに、立入調査の結果の総括 6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っている。
	不適正事案への対応	保育施設における事故に対し、文書による注意喚起（市町村を通じて）、研修会での周知、情報提供

個別意見	特になし
------	------

検査・監査名		医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査
検査等の概要	根拠法令等	医療法第25条第1項
	目的及び内容	病院が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、病院を科学的で、かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとする。
	対象及び対象数	奈良市保健所管轄以外の53病院、830診療所、53助産所
	実施数	62団体
	法令・要綱等に基づく実施頻度	1年に1回（病院） 随時（法令等に違反する疑いがある場合）
	所管部課	医療政策部地域医療連携課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 地域医療連携課医療管理係 3名 管轄保健所 12名 2 実施内容 1団体当たり、地域医療連携課職員2～3名（公的・公立病院のみ）、管轄保健所8～12名が4～7時間で実施している。 3 実施職員に対する研修等 各保健所内で個別勉強会を立入検査前に実施している。
	計画	1 実施要綱等の策定 作成していない。（国の要綱等による。） 2 実施計画の作成 毎年度、対象団体等への検査の実施頻度を決めた計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：53病院 実施数：62団体 4 実施頻度 1年に1回（病院）
	基準及び手法	1 指導基準等の設定 有 2 手法

		<p>実地</p> <p>3 関係機関との連携 奈良市保健所、近畿厚生局と連携し、結果・情報共有を行う。</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っている。</p>
結	果	<p>1 報告・復命 所属長及び保険指導課長へ復命</p> <p>2 実施結果通知方法 検査等実施日より1か月以内に文書で通知、口頭で通知</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 結果通知等から1か月以内に文書で報告させる。 改善状況については、実地、書面で確認している。</p> <p>4 指導事項等の状況 2件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 次年度7月頃に、厚生労働省へ報告の際に総括を行っている。</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っていない。</p>
	不適正事案への対応	不適正と疑われる事案に対し、状況確認後に立入検査を実施

個別意見	特になし
------	------

検査・監査名		社会医療法人の認定要件の確認
検査等の概要	根拠法令等	社会医療法人の認定について（H20.3.31 医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知）第3の4（5）
	目的及び内容	社会医療法人の認定要件である役員構成、並びに救急医療等確保事業に係る実績等について、提出書類との整合性を診療録などにより確認する。
	対象及び対象数	社会医療法人5法人
	実施数	5法人
	法令・要綱等に基づく実施頻度	1年に1回
	所管部課	医療政策部地域医療連携課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 地域医療連携課 2名 2 実施内容 1法人当たり、地域医療連携課職員2名が2～3時間で実施している。 3 実施職員に対する研修等 検査に先立っての事前打ち合わせ及び現場でのOJTを行っている。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成していない。（認定要件が法令等に規定されている） 2 実施計画の作成 作成していない。（毎年度、決算届提出後1か月程度に行っているため） 3 計画に対する実施状況 計画数：5法人 実施数：5法人 4 実施頻度 1年に1回
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有 2 手法 実地

		<p>3 関係機関との連携 行っていない。</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。</p>
結	果	<p>1 報告・復命 課長へ復命</p> <p>2 実施結果通知方法 現地確認の結果、書類内容が認定要件を満たしていなければ、通知の必要がある。改善指導の実績なし</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 期限を定めず（事案により異なる。）、文書及び口頭で報告させる。</p> <p>4 指導事項等の状況 0件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 行っていない。</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っていない。</p>
不適正事案への 対応		事案なし

個別意見	特になし
------	------

整理番号：14

検査・監査名		柔道整復師法第21条に基づく立入検査
検査等の概要	根拠法令等	柔道整復師法第21条第1項
	目的及び内容	人員、構造設備及び衛生上の措置の確認のため、人員、構造設備及び衛生上の措置を届出書類を元に確認を行う。
	対象及び対象数	柔道整復師施術所427件
	実施数	15件
	法令・要綱等に基づく実施頻度	随時（法令等に違反する疑いがある場合）
	所管部課	医療政策部地域医療連携課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 地域医療連携課 5名 郡山保健所、中和保健所、吉野保健所 18名 2 実施内容 1件当たり、地域医療連携課職員0～1名（基本的には保健所のみ）、保健所職員2名が1～2時間で実施している。 3 実施職員に対する研修等 検査に先立っての事前打ち合わせ及び現場でのOJTを行っている。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成していない。（要件が法令等に規定されている） 2 実施計画の作成 作成していない。（法令等に違反する疑いがある場合に随時行うため） 3 計画に対する実施状況 計画数：－ 実施数：15件 4 実施頻度 随時（法令等に違反する疑いがある場合）
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有 2 手法 実地 3 関係機関との連携

		<p>行っていない。</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。</p>
結	果	<p>1 報告・復命 所属長へ復命</p> <p>2 実施結果通知方法 多くの場合、検査当日に口頭で伝える。</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 検査等実施、おおむね1週間～1か月程度後（事案により異なる。）に口頭で報告させる。 改善状況については、実地で確認している。</p> <p>4 指導事項等の状況 0件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 行っていない。</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っていない。</p>
不適正事案への 対応		事案なし

個別意見	特になし
------	------

検査・監査名		医薬品医療機器等一斉監視指導
検査等の概要	根拠法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条、毒物及び劇物取締法第17条
	目的及び内容	法律等に付随する義務の遵守状況の確認及び保健衛生上の危害の発生や拡大を防止するため、業務運営全般（薬局等構造設備規則に適合しているか、体制省令等への適合状況、管理者による薬局等の管理状況、開設者が遵守すべき事項、医薬品の取扱、医薬品等の広告）について確認を行う。
	対象及び対象数	薬局376件、店舗販売業299件
	実施数	薬局68件、店舗販売業64件
	法令・要綱等に基づく実施頻度	おおむね5年に1回 ただし、不適正な事案があったもの、新規許可のもの等については、5年以内でも対象となる。
	所管部課	医療政策部薬務課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 薬務課薬物監視係、薬事・献血係 8名 2 実施内容 1件当たり、薬務課職員2名が0.5～1.5時間で実施している。 3 実施職員に対する研修等 課内で打合せを行い、事例によってはその都度、課内で情報共有をしている。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成している。 2 実施計画の作成 毎年度、個別の実施箇所、実施箇所数、実施期間を決めた計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：289件 実施数：132件 4 実施頻度 おおむね5年に1回 ただし、不適正な事案があったもの、新規許可のもの等については、5年以内でも対象となる。

基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有 2 手法 実地 3 関係機関との連携 行っていない。 4 団体等の内部牽制機能に関する検査 内部牽制を行っている法人に対しては、管理簿等の確認を行っている。 5 検査方法の見直し 行っている。
結 果	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告・復命 課長へ復命 2 実施結果通知方法 指導対象施設のみに文書を発出する。 3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 結果通知等から3週間後に文書で報告させる。 改善状況については、書面で確認している。 4 指導事項等の状況 39件 5 検査状況の総括・分析等 12月末に厚生労働省へ報告の際に総括を行っている。 6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っている。
不適正事案への対応	事案なし

個別意見	<p>実施計画が定められていたが、計画した検査等の数を実施できなかった。計画どおり実施できなかった理由について十分に検討し、実施計画を見直すことも含め、計画どおりに検査等を実施できるよう努められたい。</p>
------	--

検査・監査名		旅館業法に基づく立入検査
検査等の概要	根拠法令等	旅館業法第7条第1項
	目的及び内容	営業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査することができるため、旅館業の施設が衛生基準に従って運営されているかどうかを確認する。
	対象及び対象数	ホテル29件、旅館277件、簡易宿所234件
	実施数	ホテル25件、旅館74件、簡易宿所68件
	法令・要綱等に基づく実施頻度	規定されていない。
	所管部課	くらし創造部消費・生活安全課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 郡山保健所、中和保健所、吉野保健所、内吉野保健所 16名 2 実施内容 1件当たり、保健所職員2名が0.5～1時間で実施している。 3 実施職員に対する研修等 外部研修として、国立保健医療科学院主催の研修に参加している。 また、年数回保健所の担当者での作業部会等を開催し、会議の中で監視員間で情報を共有している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成していない。(各保健所の担当者と会議を開催し、保健所ごとに監視施設数を決めているため) 2 実施計画の作成 毎年度、実施箇所数、重点事項を決めた計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：208件 実施数：167件 4 実施頻度 原則3年間に1回
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定

		<p>有</p> <p>2 手法 実地</p> <p>3 関係機関との連携 行っていない。</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っている。</p>
結	果	<p>1 報告・復命 保健所長へ復命</p> <p>2 実施結果通知方法 検査等実施（浴場の水質検査等を実施した場合）1週間後に文書で通知、検査当日に必要な是正事項を口頭で伝える。</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 検査時に是正措置を告げ、後日現場で是正状況を確認している。</p> <p>4 指導事項等の状況 0件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 年1回、検査対象数、頻度、項目の妥当性について行う。</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っていない。</p>
不適正事案への 対応		事案なし

個別意見	<p>実施計画が定められていたが、計画した検査等の数を実施できなかった。計画どおり実施できなかった理由について十分に検討し、実施計画を見直すことも含め、計画どおりに検査等を実施できるよう努められたい。</p>
------	--

検査・監査名		消費生活協同組合に対する指導検査
検査等の概要	根拠法令等	消費生活協同組合法第94条第2項
	目的及び内容	消費生活協同組合（以下この表において「組合」という。）に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときに、組合の適正な運営確保と健全な発展に寄与するため、組合の業務及び会計の状況について指導検査を行う。
	対象及び対象数	奈良県が認可をしている県内生協連合会及びその他10生協
	実施数	3団体
	法令・要綱等に基づく実施頻度	随時（おおむね5～6年に1回）
所管部課	くらし創造部消費・生活安全課	
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 消費・生活安全課 2名 2 実施内容 1団体当たり、消費・生活安全課職員2名（公認会計士1名同行）が6時間で実施している。 3 実施職員に対する研修等 外部研修として、厚生労働省や近畿各府県持ち回り主催の会議に参加している。 課内において法令内容の共有及び解釈事項の共有を随時実施している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成している。 2 実施計画の作成 毎年度、個別の実施箇所、実施箇所数、対象団体等への検査の実施頻度、過去の実施実績を決めた計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：3団体 実施数：3団体 4 実施頻度 おおむね5～6年に1回

基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有 2 手法 実地、書面 実地検査実施日の前に提出された書面における検査を実施し、その後、現地において実地の検査を実施する。 3 関係機関との連携 行っていない。 4 団体等の内部牽制機能に関する検査 理事会、総（代）会の運営や規約類の整備状況、組合員の管理体制等について、口頭又は書面を用いて確認し、検査を実施している。 5 検査方法の見直し 行っていない。
結 果	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告・復命 課長へ復命 2 実施結果通知方法 検査当日に口頭で伝える。 検査等実施3か月後に必要に応じて文書で通知する。 3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 結果通知等から1か月後に文書報告及び場合によっては口頭で報告させる。 改善状況については、書面、口頭で確認している。 4 指導事項等の状況 1件 5 検査状況の総括・分析等 行っていない。 6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っていない。
不適正事案への対応	事案なし

個別意見	特になし
------	------

検査・監査名		食品の製造・加工・販売施設に対する検査及び収去
検査等の概要	根拠法令等	食品衛生法第28条
	目的及び内容	食品の安全性確保及び食品表示の適正確保のため、営業施設等に臨検し、施設や帳簿書類等を検査する。また、食品等を収去し、これを検査することにより流通食品の安全性及び食品表示を確認する。
	対象及び対象数	食品等事業者26,098施設
	実施数	11,193施設
	法令・要綱等に基づく実施頻度	随時（食中毒発生のリスク等を考慮して、監視指導の回数（1年に2回、1年に1回、2年に1回、適宜（おおむね5年に1回）を決定）
	所管部課	くらし創造部消費・生活安全課
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 消費・生活安全課食品安全推進係 4名 郡山保健所、中和保健所、吉野保健所、内吉野保健所、食品衛生検査所 20名</p> <p>2 実施内容 1施設当たり、消費・生活安全課職員2名、保健所等職員1～2名が0.2～4時間で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修等 内部研修として、消費・生活安全課主催で研修会をしている。 外部研修として、近畿府県市、厚生労働省、国立保健医療科学院主催の研修会に参加している。</p>
	計画	<p>1 実施要綱等の策定 作成していない。（条例等に規定）</p> <p>2 実施計画の作成 毎年度、実施箇所数、実施期間、重点事項、対象団体等への検査の実施頻度を決めた計画を作成している。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：10,996施設 実施数：11,193施設</p> <p>4 実施頻度 随時（食中毒発生のリスク等を考慮して、監視指導の回数</p>

		(1年に2回、1年に1回、2年に1回、適宜(おおむね5年に1回))を決定)
基準及び手法		<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有 2 手法 実地 3 関係機関との連携 近畿厚生局健康福祉部食品衛生課と連携し、総合衛生管理製造過程承認施設に対する合同立入検査を行う。 4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。 5 検査方法の見直し 行っている。
結 果		<ol style="list-style-type: none"> 1 報告・復命 所属長へ復命 2 実施結果通知方法 収去検査は、検査等実施2～3週間後に文書で通知する。 施設の監視指導は、検査当日に口頭で伝える。 3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 措置状況の報告は求めているが、措置状況は確認している。 改善状況については、実地、書面、口頭で確認している。 4 指導事項等の状況 86件 5 検査状況の総括・分析等 年度後期に次年度食品衛生監視指導計画を策定するに当たり、分析を行っている。 6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っている。
不適正事案への対応		廃棄された食品の不正転売事件に対し、県内流通の有無を確認

個別意見	特になし
------	------

検査・監査名		と畜場衛生監視
検査等の概要	根拠法令等	と畜場法第17条
	目的及び内容	食用に供するために行う獣畜の処理の衛生確保を図るため、施設及び食肉等の取扱が基準に適合しているか確認する。
	対象及び対象数	食肉センター1件
	実施数	1件
	法令・要綱等に基づく実施頻度	規定されていない。
	所管部課	くらし創造部消費・生活安全課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 食品衛生検査所 8名 2 実施内容 1件当たり、食品衛生検査所職員1名が1～3日で実施している。 3 実施職員に対する研修等 内部研修として、消費・生活安全課主催の研修会をしている。 外部研修として、厚生労働省や全国食肉衛生検査所協議会主催の研修会等に参加している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成していない。(策定中) 2 実施計画の作成 毎年度、実施体制を決めた計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：1件 実施数：1件 4 実施頻度 開場日（1年に237回）
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有 2 手法 実地、書面 施設の衛生状態については実地、管理記録等は書面

		<p>3 関係機関との連携 行っていない。</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っている。</p>
結	果	<p>1 報告・復命 食品衛生検査所長へ復命 厚生労働省へ一部報告</p> <p>2 実施結果通知方法 検査等実施1か月後に必要に応じて文書で通知し、と畜場内に掲示する。</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 行っていない。</p> <p>4 指導事項等の状況 0件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 年に1回、検査対象数、頻度、項目の妥当性について行う。</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 —</p>
	不適正事案への対応	事案なし

個別意見	特になし
------	------

検査・監査名		水質汚濁防止法に係る立入調査
検査等の概要	根拠法令等	水質汚濁防止法第22条第1項
	目的及び内容	特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）からの排出水による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図るため、特定事業場からの排出水の水質検査を行う。
	対象及び対象数	特定事業場2991事業場
	実施数	172事業場
	法令・要綱等に基づく実施頻度	規定されていない。
	所管部課	くらし創造部景観・環境局環境政策課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 景観・環境総合センター 4名 2 実施内容 1事業場当たり、景観・環境総合センター職員2名が1～2日で実施している。 3 実施職員に対する研修等 行っていない。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成していない。 2 実施計画の作成 毎年度、実施箇所数、実施期間を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：170事業場 実施数：172事業場 4 実施頻度 対象となる事業場から、検査の重要度に応じて選定
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有 2 手法 実地 3 関係機関との連携 行っていない。

		<p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。</p>
結	果	<p>1 報告・復命 景観・環境総合センター所長へ復命 環境政策課へ報告</p> <p>2 実施結果通知方法 検査等実施1か月後に文書で通知する。</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 違反の程度に応じて、期限を定め、文書、口頭で報告させる。 改善状況については、実地、書面、口頭で確認している。</p> <p>4 指導事項等の状況 11件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 行っていない。</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っていない。</p>
	不適正事案への 対応	事案なし

個別 意見	特になし
----------	------

検査・監査名		一般廃棄物処理施設に係る立入検査
検査等の概要	根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項
	目的及び内容	一般廃棄物の適正な処理の確保をするため、一般廃棄物処理施設に立ち入り、施設や帳簿書類その他の物件を検査することにより、廃棄物処理法の遵守状況を確認する。
	対象及び対象数	一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設35件、し尿処理施設14件、最終処分場8件）
	実施数	0件
	法令・要綱等に基づく実施頻度	処理施設の構造、維持管理について違反があった場合
	所管部課	くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 廃棄物対策課 2名 景観・環境総合センター 2名</p> <p>2 実施内容 立入検査は、2名以上で実施する。</p> <p>3 実施職員に対する研修等 外部研修として、近畿地方環境事務所主催の研修会に参加している。 朝礼時に毎月1回、事例検討会を課内で実施している。</p>
	計画	<p>1 実施要綱等の策定 作成している。</p> <p>2 実施計画の作成 作成していない。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：－ 実施数：－</p> <p>4 実施頻度 －</p>
	基準及び手法	<p>1 指導基準等の設定 有</p> <p>2 手法 施設の状況によって適宜、適切な方法で立入検査を実施</p>

		<p>する。</p> <p>3 関係機関との連携 必要に応じて、関係機関に情報提供し、指導を行う。</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。</p>
結	果	<p>1 報告・復命 行っていない。(立入検査実績がないため)</p> <p>2 実施結果通知方法 行っていない。(立入検査実績がないため)</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 行っていない。(立入検査実績がないため)</p> <p>4 指導事項等の状況 —</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 —</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 —</p>
不適正事案への 対応		事案なし

個別意見	特になし
------	------

検査・監査名		産業廃棄物処理業者等に係る立入検査
検査等の概要	根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項
	目的及び内容	産業廃棄物の適正な処理を確保するため、事業所、事務所等に立ち入り、施設や帳簿書類その他の物件を検査することにより、廃棄物処理法の遵守状況を確認する。
	対象及び対象数	排出事業者、産業廃棄物処分業者75事業者、産業廃棄物収集運搬業者（積替え保管含む38事業者、積替え保管含まない2,631事業者）、産業廃棄物の不適正な処理を実施した者
	実施数	7,784件 （廃棄物対策課及び景観・環境総合センターの産業廃棄物関係の立入検査数）
	法令・要綱等に基づく実施頻度	規定されていない。
	所管部課	くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数 廃棄物対策課 8名 景観・環境総合センター 8名 実施内容 立入検査は、2名以上で実施している。 実施職員に対する研修等 内部研修として、廃棄物対策課主催の勉強会を実施。 外部研修として、環境省、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会主催の研修等に参加している。 朝礼時に毎月1回事例検討会を課内で実施している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の策定 作成している。 実施計画の作成 実施計画は策定していないが、産業廃棄物処分業者及び、産業廃棄物の不適正な処理を実施した者等への検査を随時実施している。 計画に対する実施状況 7,784件 （廃棄物対策課及び景観・環境総合センターの廃棄物関係の立入検査数）

		4 実施頻度 随時
基準及び手法		<ul style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有 2 手法 事業場の状況によって適宜、適切な方法で立入検査を実施する。 3 関係機関との連携 必要に応じて、関係機関に情報提供し、指導を行う。 4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。 5 検査方法の見直し 行っている。
結 果		<ul style="list-style-type: none"> 1 報告・復命 課長へ復命 2 実施結果通知方法 指摘事項については、検査時に口頭で指示するとともに、必要に応じて文書指導を行う。 3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 報告期限は指導内容により、文書、口頭で報告させている。 指導内容により、実地、書面等で改善が講じられたかどうか、確認している。 4 指導事項等の状況 14件の文書指導を行っている。 5 検査状況の総括・分析等 随時、検査結果を踏まえ、検査体制等の見直しを行っている。 6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っていない。
不適正事案への対応		不法投棄の早期発見・対応のため通報受付窓口（不法投棄ホットライン）を設け、不法投棄のほか、野外焼却等に関する通報に対応している。

個別意見	特になし
------	------

検査・監査名		計量法に基づく立入検査
検査等の概要	根拠法令等	計量法第148条
	目的及び内容	適正な計量の実施を確保するため、取引や証明等に使用される計量器で政令で定めるもの（特定計量器）の性能等、生活関連物資で計量取引される可能性の多いもので政令で定めるもの（特定商品）の表示量の正確さ等の検査を行う。
	対象及び対象数	計量を伴う取引若しくは証明を実施する事業者、特定計量器を製造・修理・販売する事業者等4675事業所（質量計使用者3093事業者、証明事業者65事業者、水道事業者39事業者、適正計量管理事業者293事業者、タクシー事業者252事業者、ガソリンスタンド492事業者、届出製造事業者3事業者、届出修理事業者21事業者、販売事業者417事業者）
	実施数	21事業者
	法令・要綱等に基づく実施頻度	随時（法令違反の可能性がある場合）
	所管部課	産業・雇用振興部産業振興総合センター
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 産業振興総合センター生活・産業技術研究部計量検定室 4名 2 実施内容 1事業所当たり、産業振興総合センター職員2～3名が0.5～2時間で実施している。 3 実施職員に対する研修等 立入検査業務の一部を含む外部研修（産総研計量教習センター、都道府県計量行政協議会、大阪府計量検定所等が開催）に参加している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成している。 2 実施計画の作成 作成していない。 3 計画に対する実施状況 計画数：－ 実施数：21事業者 4 実施頻度

		随時（法令違反の可能性がある場合）
基準及び手法		<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有 2 手法 実地 3 関係機関との連携 都道府県計量行政協議会と連携し、情報共有を行う。 4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。 5 検査方法の見直し 行っていない。
結 果		<ol style="list-style-type: none"> 1 報告・復命 産業振興総合センター所長へ復命 2 実施結果通知方法 検査終了後に現地で口頭、又は、文書を渡す。 3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 期限を定めず、口頭で報告させる。 改善状況については、実地、書面で確認している。 4 指導事項等の状況 21件 5 検査状況の総括・分析等 職員間で、検査・指導等実施方法の確認、及び情報共有を行っている。 6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っていない。
不適正事案への対応		事案なし

個別意見	特になし
------	------

検査・監査名		職業能力開発促進法に基づく業務及び会計実地検査
検査等の概要	根拠法令等	職業能力開発促進法第74条第1項、第90条
	目的及び内容	技能検定関係業務の適切な運営を担保するため、会計検査及び採点業務の検査を行う。
	対象及び対象数	奈良県職業能力開発協会1団体
	実施数	1団体
	法令・要綱等に基づく実施頻度	随時（必要があると認めるとき）
	所管部課	産業・雇用振興部雇用政策課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 雇用政策課能力開発係 2名 2 実施内容 1団体当たり、雇用政策課職員2名が必要に応じて2～3時間で実施している。 3 実施職員に対する研修等 検査実施の際、経験のある職員が現場で着眼点等検査の要領を教える。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成していない。 2 実施計画の作成 作成していない。（必要に応じて実施しているため。） 3 計画に対する実施状況 計画数：－ 実施数：1 4 実施頻度 随時（必要に応じて）
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 無 2 手法 実地、書面 会計検査については書面で審査し、採点業務については実地で検査している。 3 関係機関との連携

		<p>行っていない。</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。</p>
結	果	<p>1 報告・復命 課長へ復命</p> <p>2 実施結果通知方法 検査等実施 1 週間後に口頭で伝える。</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 —</p> <p>4 指導事項等の状況 0 件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 行っていない。</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 —</p>
	不適正事案への 対応	事案なし

個別 意見	特になし
----------	------

検査・監査名		卸売業者に対する検査
検査等の概要	根拠法令等	奈良県中央卸売市場条例第81条第1項
	目的及び内容	市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため、受検業者の業務又は財産に関する全般的な検査を行う。
	対象及び対象数	中央卸売市場卸売業者青果部2社、水産物部2社
	実施数	4社
	法令・要綱等に基づく実施頻度	随時（必要があると認めるとき）
	所管部課	農林部中央卸売市場
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 中央卸売市場業務課 6名 2 実施内容 1社当たり、中央卸売市場職員4～5名が2～3日で実施している。 3 実施職員に対する研修等 外部研修として、農林水産省主催の研修に参加している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成している。 2 実施計画の作成 毎年度、実施期間を決めた計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：4業者 実施数：4業者 4 実施頻度 1年に1回
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有 2 手法 実地 3 関係機関との連携 農林水産省大臣官房検査・監察部、近畿農政局食品企業専門官と連携し、検査職員研修受講、検査資料等の情報提供を行う。

		<p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。</p>
結	果	<p>1 報告・復命 中央卸売市場長へ復命 1年間の検査結果は農林部長へ報告</p> <p>2 実施結果通知方法 検査等実施後1か月後に口頭で伝える。 年度末に文書で通知する。</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 —</p> <p>4 指導事項等の状況 0件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 行っていない。</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っていない。</p>
	不適正事案への 対応	事案なし

個別意見	特になし
------	------

検査・監査名		水産業協同組合常例検査
検査等の概要	根拠法令等	水産業協同組合法第123条第4項
	目的及び内容	検査権に基づく実態検討を基礎として、検査対象者に対する個別の指導監督の実を挙げ、もって検査対象者の正常な事業運営を促進するため、業務又は会計の状況につき、帳簿検査その他の検査を行う。
	対象及び対象数	連合会1団体、漁業協同組合21団体
	実施数	2団体
	法令・要綱等に基づく実施頻度	1年に1回（水産業協同組合法第123条第4項）
	所管部課	農林部農業水産振興課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 農業水産振興課 3名 2 実施内容 1団体当たり、農業水産振興課職員2～3名が3時間で実施している。 3 実施職員に対する研修等 行っている。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成していない。（国の要綱等を使用） 2 実施計画の作成 毎年度、個別の実施箇所、実施箇所数、実施期間、対象団体等への検査の実施頻度を決めた計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：5団体 実施数：2団体 4 実施頻度 5年に1回程度
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有 2 手法 実地 3 関係機関との連携

		<p>行っていない。</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 組合内部の監査報告書等の確認</p> <p>5 検査方法の見直し 行っている。</p>
結	果	<p>1 報告・復命 農林部次長へ復命</p> <p>2 実施結果通知方法 検査等実施 1 か月後に文書で通知する。</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 結果通知等から 6 週間後に文書で報告させる。 改善状況については、書面で確認している。</p> <p>4 指導事項等の状況 2 件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 検査計画作成時に前年度の検査状況の総括・分析を実施</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っていない。</p>
不適正事案への 対応		事案なし

個別意見	<p>法令により毎年 1 回を常例として検査しなければならないこととされているにもかかわらず、その頻度では実施できていない。所定の頻度で実施するよう努められたい。</p>
------	---

検査・監査名		農薬販売店立入検査
検査等の概要	根拠法令等	農薬取締法第13条第1項
	目的及び内容	農薬販売の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全するため、県内の農薬販売店に対し、①農薬取締法の趣旨、内容の周知、②届出事項の変更の有無、③帳簿の記載（種類別の譲受渡の記載、保存等）について確認する。
	対象及び対象数	農薬販売店681店舗
	実施数	44店舗
	法令・要綱等に基づく実施頻度	随時（必要な限度において、対象店舗から抽出して実施）
所管部課	農林部農業水産振興課	
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 農業水産振興課 3名 北部・中部・東部・南部農林振興事務所 10名 2 実施内容 1店舗当たり、農業水産振興課職員2名、農林振興事務所職員2名が1～4日で実施している。 3 実施職員に対する研修等 内部研修として、農業水産振興課主催で研修会をしている。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成している。 2 実施計画の作成 毎年度、個別の実施箇所、実施箇所数、実施期間を決めた計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：44店舗 実施数：44店舗 4 実施頻度 5年に1回
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有

		<ul style="list-style-type: none"> 2 手法 実地 3 関係機関との連携 薬務課と連携し、一部毒劇物を含む場合に同行する。 4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。 5 検査方法の見直し 行っている。
結 果		<ul style="list-style-type: none"> 1 報告・復命 課長へ復命 2 実施結果通知方法 検査当日に文書で通知する。 3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 期限を定めず、口頭で報告させる。 改善状況については、実地で確認している。 4 指導事項等の状況 30件 5 検査状況の総括・分析等 年度末に検査結果のとりまとめを実施 6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っていない。
不適正事案への 対応		事案なし

個別意見	特になし
------	------

検査・監査名		農業協同組合検査
検査等の概要	根拠法令等	農業協同組合法第94条第3項、第4項
	目的及び内容	農業協同組合の正常な事業運営を促進し、健全な発達に資するため、合法性、合目的性及び合理性の観点から、農業協同組合の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、個別の指導監督の実を挙げる。
	対象及び対象数	奈良県農業協同組合1組合
	実施数	本店1 支店等25
	法令・要綱等に基づく実施頻度	常例検査を1年に1回実施 随時検査を必要に応じて実施
	所管部課	農林部農業経済課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 農業経済課検査係 6名 2 実施内容 1店当たり、農業経済課職員3～6名が常例検査（本店）は6～7日、随時検査（支店等）は1～2日で実施している。 3 実施職員に対する研修等 内部研修として、課内で勉強会をしている。 外部研修として、農林水産省主催の研修に参加している。 各員の希望により自治研修所の能力開発研修等に応募して参加している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成している。 2 実施計画の作成 毎年度、個別の実施箇所、実施箇所数、実施期間を決めた計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：24店舗 実施数：25店舗 4 実施頻度 1年に1回 随時（1年に2回（支店等へは前期・後期で実施）、必要があると認める場合）

基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有 2 手法 実地 3 関係機関との連携 農林水産省、金融庁と連携し、検査を合同で行う。(要請検査) 4 団体等の内部牽制機能に関する検査 内部及び外部監査の結果資料を取得し検査時の参考としている。 5 検査方法の見直し 行っている。
結 果	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告・復命 課長へ復命 2 実施結果通知方法 検査当日に概要を書面及び口頭で伝え、検査等実施約1か月後に文書で通知する。 3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 検査書による指摘から約1か月後に文書で報告させる。 改善状況については、ヒアリング等口頭での確認のほか、実地で確認している。 4 指導事項等の状況 36件(指摘件数) 5 検査状況の総括・分析等 年度末から年度当初頃に、次年度検査の計画等を立てる際の内部での相談、意見交換等 6 検査結果の関係団体等への情報提供 —
不適正事案への対応	事案なし

個別意見	特になし
------	------

検査・監査名		農業共済組合検査
検査等の概要	根拠法令等	農業災害補償法第142条の2、142条の3
	目的及び内容	農業災害補償制度における農業共済組合の事業運営の適正化に資するため、合法性、合目的性及び合理性の観点から、農業共済組合の業務又は会計の状況を把握し、不正又は不当な行為の防止及び是正を図ることにより個別指導の実を挙げる。
	対象及び対象数	農業共済組合7組合
	実施数	7組合
	法令・要綱等に基づく実施頻度	常例検査を1年に1回実施 随時検査を必要に応じ実施
	所管部課	農林部農業経済課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 農業経済課検査係 7名 2 実施内容 1組合当たり、農業経済課職員3～5名が4～7日で実施している。 3 実施職員に対する研修等 外部研修として、農林水産省主催の研修に参加している。 職員の希望により自治研修所の能力開発研修等に応募して参加している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成している。 2 実施計画の作成 毎年度、個別の実施箇所、実施箇所数、実施期間、重点事項、対象団体等への検査の実施頻度を決めた計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：7組合 実施数：7組合 4 実施頻度 1年に1回
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定

		<p>有</p> <p>2 手法 実地</p> <p>3 関係機関との連携 奈良県農業共済組合連合会と連携し、各種情報の共有を行う。</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 検査重点事項に、監事の機能・法令遵守体制の構築に向けた取組状況・内部管理体制の構築に向けた取組状況の検証を盛り込んでいる。検査中に監事会、監事監査、コンプライアンス会議、内部監査資料等の確認を行っている。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っている。</p>
結	果	<p>1 報告・復命 課長へ復命</p> <p>2 実施結果通知方法 検査当日に概要を書面及び口頭で伝え、検査等実施約1か月後に文書で通知する。</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 検査書による指摘から約1か月後に文書で報告させる。改善状況については、実地で確認している。</p> <p>4 指導事項等の状況 83件（指摘件数）</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 年度末から年度当初頃に、次年度検査の計画を立てる際の内部での相談、意見交換等を行う。</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っている。</p>
	不適正事案への対応	他県での国庫補助金不正受給事案に対し、検査において国庫補助金の実績報告等を重点的に確認

個別意見	特になし
------	------

検査・監査名		森林組合常例検査
検査等の概要	根拠法令等	森林組合法第111条第4項
	目的及び内容	森林組合等の適正な運営と健全な発展を図り、経営管理の実効を確保し、森林組合制度の目的達成に努めるため、業務及び会計の状況を合法性、合目的性及び合理性の観点から組織制度の状況、定款・規約等の状況、経理の状況、財務の状況、業務の状況を検査する。
	対象及び対象数	森林組合20組合
	実施数	9組合
	法令・要綱等に基づく実施頻度	1年に1回（森林組合法第111条第4項）
	所管部課	農林部林業振興課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数 林業振興課木材生産推進係 5名 農林振興事務所 1名 実施内容 1組合当たり、林業振興課職員2～4名、農林振興事務所職員1名が4～5時間で実施している。 実施職員に対する研修等 自治能力開発センターが実施する研修に参加
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の策定 作成している。 実施計画の作成 毎年度、個別の実施箇所、実施箇所数、実施期間を決めた計画を作成している。 計画に対する実施状況 計画数：10組合 実施数：9組合 実施頻度 2年に1回
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 指導基準等の設定 有 手法

		<p>実地</p> <p>3 関係機関との連携 近畿圏府県森林組合担当部局と連携し、森林組合検査担当者会議を実施し、検査等に関する情報交換を行う。</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 検査時に監事会資料を確認している。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。</p>
結 果		<p>1 報告・復命 課長へ復命</p> <p>2 実施結果通知方法 検査等実施1～2週間後に文書で通知している。</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 結果通知等から1～6か月後に文書で報告させる。 改善状況については、口頭で確認している。</p> <p>4 指導事項等の状況 30件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 検査実施前に前回検査時の指摘事項、改善状況、組合の現況等について、検査員が情報共有・意見交換等を実施している。</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っていない。</p>
不適正事案への対応		事案なし

個別意見	<p>法令により毎年1回を常例として検査しなければならないこととされているにもかかわらず、その頻度では実施できていない。所定の頻度で実施するよう努められたい。</p>
------	---

検査・監査名		建設業法第31条に基づく立入検査
検査等の概要	根拠法令等	建設業法第31条
	目的及び内容	建設業許可申請及び経営事項審査申請の適正化並びに建設工事の適正な施工の確保のため、営業所の実態及び許可要件の状況について確認する。
	対象及び対象数	県知事許可業者4,790者
	実施数	72者
	法令・要綱等に基づく実施頻度	随時（法令違反の疑いがある場合）
	所管部課	県土マネジメント部建設業・契約管理課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 建設業・契約管理課建設業指導係 4名 2 実施内容 1業者当たり、建設業・契約管理課職員2名で実施している。 3 実施職員に対する研修等 OJT、近畿ブロック会議で情報交換
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成している。 2 実施計画の作成 作成していない。 3 計画に対する実施状況 計画数：－ 実施数：72者 4 実施頻度 －
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 無 2 手法 実地 3 関係機関との連携 国土交通省近畿地方整備局と連携し、合同立入調査の実施（年4者程度）

		<p>施工現場への立入調査で不適切事例があった場合は、処分対象になるかどうかの報告を技術管理課に行う。</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。</p>
結	果	<p>1 報告・復命 課長へ復命</p> <p>2 実施結果通知方法 検査終了後、現地で検査結果を口頭で伝えている。</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 —</p> <p>4 指導事項等の状況 15件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 行っていない。</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っている。</p>
不適正事案への 対応		<p>建設業者の代表者が逮捕された新聞報道を受けて、指導監督を行った。</p>

個別意見	特になし
------	------

検査・監査名		建築士事務所立入指導
検査等の概要	根拠法令等	建築士法第26条の2
	目的及び内容	建築士事務所の立入指導を積極的に実施することにより、建築士事務所の業務の適性運営を確保し、もって違反建築物の防止及び建築物の質の向上を図るため、建築士事務所の業務運営全般について、指導・監督を行う。
	対象及び対象数	奈良県知事登録の建築士事務所952事務所（一級建築士事務所704、二級建築士事務所246、木造建築士事務所2）
	実施数	2事務所
	法令・要綱等に基づく実施頻度	随時（必要があると認めるとき）
	所管部課	県土マネジメント部まちづくり推進局建築課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 建築課監察係 5名 2 実施内容 1件当たり、建築課職員2名が1.5～2時間で実施している。 3 実施職員に対する研修等 検査経験者が未経験者に対し、「建築士事務所立入指導実施の手引き」及び「建築士事務所立入指導調査票」に基づく検査方法について、立入検査実施前にレクチャーを行うとともに、立入検査実施時に実地指導を行っている。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成していない。（国の要綱等を使用） 2 実施計画の作成 作成していない。（必要があると認める都度のため） 3 計画に対する実施状況 計画数：－ 実施数：2事務所 4 実施頻度 －
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 有

		<ul style="list-style-type: none"> 2 手法 実地 3 関係機関との連携 行っていない。 4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。 5 検査方法の見直し 行っていない。
結	果	<ul style="list-style-type: none"> 1 報告・復命 課長へ復命 2 実施結果通知方法 検査等実施1か月後に文書で通知する。(建築士法の規定を適正に履行されていない場合のみ) 3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 結果通知等から1か月後に文書で報告させる。 改善状況については、書面で確認している。 4 指導事項等の状況 9件 5 検査状況の総括・分析等 行っていない。 6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っていない。
不適正事案への 対応		事例なし

個別意見	特になし
------	------

検査・監査名		徴収収納委託先検査
検査等の概要	根拠法令等	地方自治法施行令第158条第4項、第158条の2第3項
	目的及び内容	地方自治体の歳入の確実な納付を担保するため、奈良県の歳入の徴収事務あるいは収納事務について委託した委託先に対して、当該委託事務について、適正に実施されているか確認する。
	対象及び対象数	委託契約19件、委託先団体55団体
	実施数	12団体
	法令・要綱等に基づく実施頻度	原則3年に1回
	所管部課	会計局会計課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 体制及び人数 会計課国費決算係 5名 2 実施内容 1団体当たり、会計課職員2名が3～7時間で実施している。 3 実施職員に対する研修等 内部研修として、会計課主催で説明会をしている。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施要綱等の策定 作成している。 2 実施計画の作成 毎年度、個別の実施箇所、実施箇所数、実施期間を決めた計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：12団体 実施数：12団体 4 実施頻度 3年に1回
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指導基準等の設定 無（個々の状況について、過年度の検査結果指導状況を踏まえて口頭注意・文書指摘・改善結果報告を求める文書指導を実施している。） 2 手法 実地、書面

		<p>コンビニ収納の地方税の検査については、実地、書面 それ以外は、実地</p> <p>3 関係機関との連携 委託契約元所属と連携し、当日立会、委託先への連絡・調整、検査結果指導事項について委託先と協議し改善・報告させる。</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っている。</p>
結	果	<p>1 報告・復命 課長へ復命 全検査終了後、検査結果報告書等を会計管理者まで回覧</p> <p>2 実施結果通知方法 検査等実施2か月後に文書で通知している。</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 結果通知等から1か月後に委託契約元所属を通して結果通知・改善報告徴収をしており、是正状況を確認している。</p> <p>4 指導事項等の状況 5件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 行っていない。</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っていない。</p>
	不適正事案への 対応	事案なし

個別意見	特になし
------	------

検査・監査名		警備業者に対する立入検査
検査等の概要	根拠法令等	警備業法第47条
	目的及び内容	警備業務の実施の適正を図るため、警備業務全般について、その状況又は帳簿、書類その他の物件を検査する。
	対象及び対象数	奈良県公安委員会認定業者111件、営業所149件、基地局4件、待機所51件
	実施数	営業所126件、基地局1件
	法令・要綱等に基づく実施頻度	1年に1回
	所管部課	警察本部生活安全部生活安全企画課
検査等の状況	実施体制	<ol style="list-style-type: none"> 体制及び人数 生活安全企画課許認可審査室 3名 警察署 3名前後 実施内容 1か所当たり、生活安全企画課職員1～2名、警察署職員2名が1～2時間で実施している。 実施職員に対する研修等 内部研修として、生活安全企画課主催の研修会等をしている。 外部研修として、警察庁生活安全企画課主催の研修に参加している。
	計画	<ol style="list-style-type: none"> 実施要綱等の策定 作成している。 実施計画の作成 毎年度、個別の実施箇所、実施箇所数、実施期間を決めた計画を作成している。 計画に対する実施状況 計画数：149件 実施数：127件 実施頻度 1年に1回
	基準及び手法	<ol style="list-style-type: none"> 指導基準等の設定 有

		<p>2 手法 実地</p> <p>3 関係機関との連携 行っていない。</p> <p>4 団体等の内部牽制機能に関する検査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っている。</p>
結 果		<p>1 報告・復命 警察署は、実施結果を速やかに警察本部に報告し、警察本部は、県下全警察署の結果を年次報告として警察庁へ報告する。</p> <p>2 実施結果通知方法 違反があった場合は文書で通知する。</p> <p>3 指導に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 警備業法第48条に基づく指示処分を行った場合、指示書において、処分ごとに期限を定めて是正措置を文書で報告させるとともに、現地では是正状況を確認する。</p> <p>4 指導事項等の状況 10件</p> <p>5 検査状況の総括・分析等 1月頃に、警備業の現状や警備員に対する指導及び教育の実施状況。</p> <p>6 検査結果の関係団体等への情報提供 行っている。</p>
不適正事案への対応		<p>事件・事故等の不適正事案に対しては、当該営業所等への緊急の立入検査等を実施している。</p>

個別意見	特になし
------	------